



情報公開・個人情報保護制度

【問い合わせ】
本館総務課
(☎41-3506)

市では、市政への信頼性と透明性を高めるため、市政に関する情報を公開しています。また、市が保有している個人情報や適正に取り扱うとともに、皆さんの自己に関する情報を知ることができる権利などを保障しています。

■情報公開制度とは

市民の知る権利を尊重し、請求に応じて市の職員が職務のために作成または取得した文書や図面などの行政文書を開示する制度です。行政文書の開示請求は、誰でもできます。

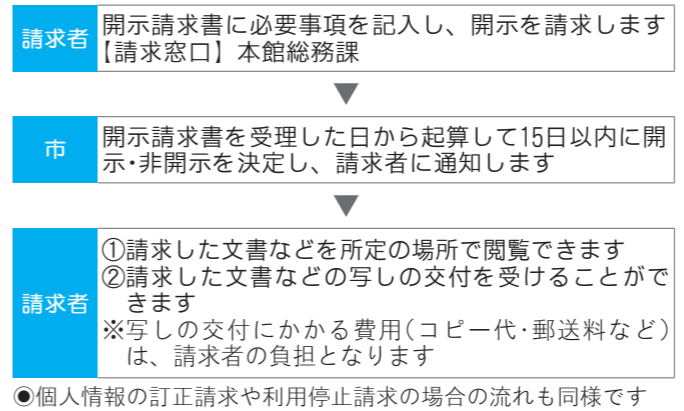
■個人情報保護制度とは

生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名や生年月日などにより、特定の個人を識別することができるものを「個人情報」と言います。同制度は、個人の権利利益を保護し、市が保有する個人情報の開示や訂正、利用停止を請求できる制度です。原則、本人のみが請求できます。

■開示請求から開示までの流れ

皆さんからの請求に応じて、行政文書や個人情報を開示します。原則として請求された内容は全て開示しますが、公益を損なうものが含まれている場合や、請求者・第三者の権利・利益を害する恐れがある情報などは、開示できない場合があります。

■行政文書や個人情報の開示請求から開示までの流れ



■令和4年度 開示請求などの状況

▶行政文書の開示請求件数および決定状況

請求先	請求件数	内訳			
		決定状況			
		全部開示	部分開示	非開示	不存在
市長	157件	81件	70件	2件	4件
教育委員会	19件	14件	5件		
消防	4件	4件			
議会	2件	2件			
計	182件	101件	75件	2件	4件

▶個人情報の開示請求件数および決定状況

請求内容	請求件数	決定状況
個人情報の開示	7件	全部開示 2件 部分開示 3件 非開示 2件

※個人情報の訂正、利用停止の請求はありませんでした



「個人情報であれば何でも保護」は誤解です

個人情報保護法が施行されてから、個人情報は大切なものだという認識が高まっています。一方で、個人情報保護を理由に、必要となる個人情報までもが提供されなくなったり、各種名簿の作成が中止されたりするなど、過剰反応といわれる状況が一部で見受けられます。

👉個人情報保護法の趣旨は

個人情報保護法は、個人情報を適正に取り扱うため定められているルールです。これに従い、あらかじめ本人の同意を得ることで、クラス名簿や自治会名簿などを作成・配布することができます。また、災害や事故などの緊急時や捜査関係事項照会への回答のような場合には、本人の同意を得なくても情報提供できる場合があります。



人間ドック受診費用を助成します



市は、国民健康保険に加入している人と、後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、人間ドックの受診費用を助成しています。

本年度(4月1日～令和6年3月31日)の助成内容は次のとおりです。病気を早期に発見するため、制度を活用し人間ドックを受けませんか。

【問い合わせ・申請】本館国保医療課(☎41-3583)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

◆国民健康保険の加入者

■対象

- 次の①～③を全て満たす人
- ①国民健康保険に加入している35歳以上の人
- ②本年度、集団検診で特定健康診査を受診しない人
- ③特定健康診査の検査項目を含む人間ドックを受診する人(検査機関の指定は無し)

■助成額

- 次の(1)と(2)の合計額(上限額20,000円)
- (1)特定健康診査の料金

(2)人間ドックの受診料の2分の1の額(特定健康診査分の料金を除いて計算)

※助成は年度内1回限り

■申請方法

人間ドック受診の翌日から40日以内に▷検査結果と問診票の写し▷領収書▷保険証▷世帯主義の通帳一をお持ちの上、本館国保医療課または各総合支所健康福祉係へ申請してください。

*世帯主以外の口座への振り込みを希望する場合は、委任状が必要です

◆後期高齢者医療制度の加入者

■対象

- 次の①～③を全て満たす人
- ①後期高齢者医療制度に加入している人(75歳以上のまたは65歳以上で障がい認定を受けている人)
- ②本年度に高齢者健診を受診しない人
- ③本年度に他の人間ドック助成を受けない人

■助成額

- 人間ドックの受診料(上限額20,000円)
- ※助成は年度内1回限り

■申請方法

●指定医療機関(右表)で人間ドックを受ける場合
指定医療機関へ予約した後、人間ドック受診前に保険証をお持ちの上、本館国保医療課または各総合支所健康福祉係へ申請してください。

申請受け付け後、受診票および問診票を送付しますので、受診する指定医療機関にお持ちください。いずれの指定医療機関も、検査項目と受診料は同じです。窓口で支払う額は、受診料から助成額を差し引いた2,000円(眼底・眼圧検査を加えた場合は6,000円)となります。

●指定医療機関以外で人間ドックを受ける場合

人間ドック受診後に▷領収書▷検査結果と問診票の写し▷保険証▷通帳一をお持ちの上、本館国保医療課または各総合支所健康福祉係へ申請してください。

*申請者本人以外の口座への振り込みを希望する場合は、委任状が必要です

【指定医療機関一覧】

医療機関名	所在地
イーハトーブ病院	湯口
おばら内科・消化器内科クリニック	仲町
菊地内科クリニック	浅沢
熊谷内科胃腸科医院	若葉町
恵ライフクリニック	太田
ささきクリニック	中北万丁目
さとう内科クリニック	御田屋町
循環器科・内科大平医院	鍛冶町
須田内科医院	円万寺
総合花巻病院	御田屋町
高木丘クリニック	高木
とみつか脳神経外科クリニック	御田屋町
中館内科クリニック	不動町
藤巻胃腸科内科クリニック	高木
もとだて病院	東宮野目
ゆかわ脳外科	西大通り
大迫地域診療センター	大迫町大迫
石鳥谷駅前クリニック	石鳥谷町好地
花巻市石鳥谷医療センター	石鳥谷町八幡
宝陽病院	石鳥谷町新堀
織笠内科医院	東和町土沢
晴山医院	東和町東晴山

※眼底・眼圧検査は、上記の大迫地域診療センター(火曜日のみ)、宝陽病院(日曜日午前のみ)のほか、白井眼科クリニック(材木町)、ささき眼科(桜台)、いしどりや眼科(石鳥谷町好地)、ちば眼科クリニック(上小舟渡)で実施しています